

# 院内感染対策指針

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対策など医療法人鉄友会宇野病院(以下「当院」という)における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に対する基本的な考え方

地域に根差した医療を目指す当院において、適切な院内感染対策を講じることは、患者・職員の安全を守るだけでなく、地域における耐性菌の発生防止や医療コストの軽減からも重要である。

当院の院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するととの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する標準予防策(スタンダードプリコーション)の観点に基づいた医療行為を実施する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

この考え方に基づいて、院内感染対策活動の必然性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、「院内感染対策マニュアル」を基本に、現場の職員からのフィードバックを常に得ながら、積極的に取り組みを行うものとする。

## 3. 委員会等の組織に関する基本的事項

当院運営委員会の議を経た、「院内感染対策委員会規程」に則り、院内感染予防対策のための組織として、「院内感染対策委員会(以下「委員会」という)」を設置する。委員会は、診療部長を委員長とし、院内感染に対する適切な対策の協議をするとともに、院内感染を防ぐための実務、感染対策に関する教育、情報伝達及び現場の意見の聴取、医療の質の向上を図ることを目的に、月 1 回定期的に開催する。

## 4. 職員研修に関する基本方針

当院の院内感染予防策について、すべての職員が適切に理解し、状況の変化に対応できることが必要である。このために、全職員を対象に感染予防対策に関する研修会を原則年 2 回開催する。また、新規採用者への教育研修会、院

内ラウンドによる現場での教育、情報の伝達を定期的に行う。「院内感染対策マニュアル」は、いつでも確認できるように各部署に配置する。

**5. 感染症の発生状況の報告に関する基本指針**

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

院内感染症事例や法令に定められた感染症の届出及び院内での耐性菌動向サーベイランスを行い、必要に応じて病院長への報告、検討、現場へのフィードバックを行う。

**6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針報告**

集団院内感染(アウトブレイク)が発生した場合、報告を受けた委員会委員もしくは各部署長が事務部へ報告する。委員会は当該部署と協力して初期対応、原因微生物の特定、感染拡大抑制に努める。緊急を要する感染症で深刻なものである場合は、医療安全管理委員会と連携し病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

**7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針**

本指針は、院内 **LAN** を通して全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

**8. その他院内感染対策のために必要な基本方針**

院内感染防止対策委員による定期的な院内ラウンドの実施、「院内感染対策指針」に則した院内感染対策マニュアルを整備し、定期的な見直しを行い院内感染対策の推進を図る。

～平成 24 年 4 月～